

宗像市市民参画等推進審議会次第書

日 時	令和 7 年 2 月 5 日（水）10：00～12：00
場 所	宗像市役所 北館 2 階 202 会議室
委 員	☐ 新井佳代子 ☐ 高山國敏 ☐ 水島直子 ☐ 片岡俊輔 ☐ 種田明美 ☐ 矢野貴士 ☐ 鎌田隆徳 ☐ 福岡佐知子 ☐ 吉村義廣 ☐ 鈴木邦治 (五十音順、敬称略)
事務局	コミュニティ協働推進課 政策係

1．はじめに

2．令和 7 年度宗像市人づくりでまちづくり事業補助金の制度改正について (別紙：要綱改正について、募集要項、審査シート)

3．市民サービス協働化提案制度中間報告会・人づくりでまちづくり事業補助金報告会について(2月28日開催)

4．その他

人づくりでまちづくり事業補助金 要綱改正について

2025年2月5日 宗像市市民参画等推進審議会 資料

宗像市コミュニティ協働推進課

前回審議会でいただいた意見

- 対象外の食糧費について、スタッフの弁当等目的となる事業の実施に必要な経費を対象とすることはできないか？
また、団体の基盤強化という視点では団体内の交流の茶話会も有効と考えるがどうか？
→ 食糧費や食材・材料等、参加者が直接食すものや持ち帰るものは、原則、受益者負担とすべきと考えている。
申請者には、原則を理解いただいたうえで、弁当代や交流にかかる茶話会の経費等を認める方向で調整する。
ただし、一人あたりの補助上限額等の条件設定を行う。
- 備品の定義は？
→ 原則、1個あたり1万円以上のものとする。1万円未満であれば事務用品として需用費で購入可とする。
- 事務局案2コースは同時に申請できるとのことだが、どちらか一方のみの採択となった場合の対応はどう考えているか？
→ 重複して申請する団体については申請時点で聞き取りを行い、一方のみ採択の場合どうするかは検討する。
審査会では、あくまでコースごとの基準で別々に審査する。審査後に調整が必要な場合は市で対応する。
- 10万円という金額が少ないと感じる。
→ 予算額は前年同額の見込み(総額360万円)。限られた予算を分け合う仕組みのためスモールスタートとしたい。
補助率100%のため、不足は自己資金で行うという形にしていきたい。
- 補助金対象事業が継続できない団体に対して、制度としてどのように対応していくのか？
→ 補助金の支給だけでなく、市民活動・NPOボランティアセンターによる支援の充実と合わせて取り組んでいく必要がある。

制度改正の方針

多くの市民がまちづくりに関わるまちを目指し、

市民が、やりたいことを実現できる
他の誰かのために活動することを応援する補助金に改正する！

わかりやすさ、気軽さを重視し、可能な限り寛容な制度設計を目指す

具体的な変更点（制度設計）

- ・ 本補助金の目的に、これまでの「地域課題や社会的な課題の解決」に加え、
「市民活動団体の活動の活性化」を明記する（同補助金交付要綱について）
- ・ 補助対象団体は、市民活動団体のみ（これまで対象としていた「研究機関（大学等）」は対象外）
- ・ これまでの自由提案型・行政テーマ型・チャレンジ支援型の3事業を統合し、
課題解決型「みのりコース（50万円／80％／最長3年）」を設定
- ・ 新たに、団体活性化型「めぶきコース（10万円／100％／1年）」を設定し、計2コース
- ・ 備品購入・工事費は、団体活性化型のみ申請可
（備品は1つあたり1万円以上のものを想定、それ以下は消耗品として課題解決型でも申請可）
- ・ 食糧費については、弁当代や茶菓子代等、一人あたりの上限単価を設定し、申請額の範囲内で補助対象とする。
（原則は、受益者負担として検討する旨、記載する）

制度改正の方針

多くの市民がまちづくりに関わるまちを目指し、

市民が、やりたいことを実現できる

他の誰かのために活動することを応援する補助金に改正する！

わかりやすさ、気軽さを重視し、可能な限り寛容な制度設計を目指す

具体的な変更点（運用）

- 【申請】・募集要項はコースごとに分けて作成し、情報量を精査し、わかりやすくする（別紙参照）
 - ・申請書類から「団体調書」を削除する（書類削減、団体登録時の記載内容と重複する）
 - ・備品等の見積書の提出は、申請時点では求めない（書類削減、書類審査時に必要があれば個別に求める）
- 【審査】・募集要項に、審査会・交付式等の日程を明記する（事前に知らせ、参加しやすくする）
 - ・審査会は、コースごと別日で実施し、審査員を5～6人で分ける（島づくり補助金はみのりコースと同日）
 - ・審査項目・審査の視点も別に整理する（P5参照）
- 【採択後～報告】・事業計画の変更については、実施する内容の変更があった場合のみ変更申請を行うものとし、イベントの日程変更や経費の費目ごとの増減等のみでの手続きは求めない。
ただし、変更の内容によって補助対象外となる恐れがあるため、事前に市民活動NPOセンターへの相談を推奨。
 - ・報告期限を3/31(年度末日)とする。

改正案 （詳細は別紙「募集要項」参照）

大きく以下の **2** コースに再編

	課題解決型 みのりコース	団体活性化型 めぶきコース
概要	まちの課題解決を目的としたコース これまでの3つのコースを1つに統合。広く市民を対象に行う課題解決型の事業を補助する。自由提案型やチャレンジ型より補助上限額・補助率がUP。	市民活動団体の活動の活性化を目的としたコース 新設コース。事業実施だけでなく、団体のスタートアップ、ステップアップに関わる経費等も幅広く補助対象に。
補助上限額	50万円	10万円
補助率	80%	100%
補助対象期間	1年間 1年毎に申請を行えば 最長3年まで延長可能	1年間
備考	・事業実施に直接必要な経費のみ補助 団体運営に係る経費、備品購入や工事費は対象外 ・広報紙や市のSNSへの掲載等、事業PRを市がサポート	（活用例） ・団体立ち上げのための備品購入 ・スタッフのスキルアップの講習会や視察研修の実施 ・団体PRチラシの作成 ・新たに行うお試し事業の運営経費 etc.

審査項目について（詳細は別紙「審査シート」参照）

課題解決型 **みのりコース**

採択基準：基本得点(A+B)及び総得点(A+B+C)のいずれも6割以上
 予算の範囲を超える場合は、総得点の高いものから順に採択する

A. 課題重要度 (各5点満点×3) 最大30点	必要性	実施内容は、社会情勢や市民ニーズ等の課題を踏まえたものになっているか
	公益性	実施内容は、団体の利益でなく、市民の利益につながる取り組みか 実施内容は、広く市民を対象としたものになっているか
B. 効果期待度 (各5点満点×2) 最大30点	効果性	実施内容は、想定する効果が見込まれる取り組みになっているか 前年度から事業の効果が上がる見込みがあるか(継続団体のみ)
	実行性	団体は、実施内容を実行するための人員その他の実施体制があるか 団体は、当該事業実施のためのノウハウを十分有しているか
	計画性	実施内容に対して、スケジュール等の実施計画が十分検討されているか 妥当性があり実現可能なものか
C. 加点項目 (各5点満点) 最大20点	透明性	事業の目的や内容、補助金の用途が明確で、誰もが理解できるものになっているか
	独自性	実施内容は、申請団体の強みを活かした取り組みになっているか これまでにない新たな取り組みになっているか
	継続性	補助金交付期間終了後の活動資金や事業計画は、十分検討されているか 事業効果の継続が期待される取り組みになっているか
	共感性	実施内容は、多くの市民の共感を得られるものになっているか 団体の課題解決に向けた熱意が感じられるか

団体活性化型 **めぶきコース**

採択基準：基準得点(A)、総得点(A+B)のいずれも6割以上
 予算の範囲を超える場合は、総得点の高いものから順に採択する
 採択件数は10件(100万円)程度を想定

A. 基本項目 最大15点	必要性 (5点満点)	・実施内容は、団体の活動目的に沿い、団体の活性化に必要な取り組みになっているか ・実施内容は、団体の課題等を踏まえた取り組みになっているか
	効果性 (5点満点)	・実施内容は、想定する効果が見込まれる取り組みになっているか
	実行性 (5点満点)	・団体は、実施内容を実行するための人員その他の実施体制があるか
B. 加点項目 最大15点	独自性 (5点満点)	・実施内容は、団体にとって新たな取り組みになっているか ・実施内容は、申請団体の強みを活かした取り組みになっているか
	共感性 (5点満点)	・団体の活動目的や実施内容は、多くの市民の共感を得られるものになっているか ・団体自身の活性化や成長に対する熱意が感じられるか

スケジュール

【告知期間】 1月29日（水）市広報紙・HPに制度リニューアルの告知（募集要項等の詳細は非公開）

2月10日（月）交付要綱告示・募集要項公表

2月28日（金）参画審：公開報告会&説明会

【募集期間】 3月3日（月）市民活動NPOセンター：新市民活動HPが公開、申請受付開始

4月 7日（月）申請締切

【審査期間】 4月 8日（火）～4月16日（水）市コミュニティ協働推進課：書類審査

4月17日（木）参画審へ資料送付

4月25日（金）参画審：事前学習会

5月 8日（木）参画審：公開審査会（課題解決型みのりコース）

5月11日（日）参画審：公開審査会（団体活性化型めぶきコース）

5月13日（火）参画審：現委員の任期満了

5月20日（火）交付式

【事業実施期間】

6月初旬 参画審：新委員の委嘱、勉強会 → 個別に各団体の活動視察

令和8年3月31日（火）実績報告提出締切